

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課
こども課

契 約 内 容	契 約 件 名	館山市子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定業務委託		
	業 務 概 要	子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画の策定に係る一連の業務への支援		
	契 約 金 額	金7,865,000円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契 約 締 結 日	令和5年12月20日		
	契 約 期 間	令和5年12月20日 ～ 令和7年3月27日		
	契 約 の 相 手	東京都江東区新木場1-18-11 株式会社ぎょうせい 東京支社		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下			
	☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき			
	随意契約理由			
館山市子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市における基本的な考え方を示すものであるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を持ち合わせた計画としている。 本業務は、令和7年以降の5か年計画となる、館山市子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定にあたり、本市における現行計画の現状分析及び市民ニーズを的確に把握し、今後の課題に対し専門的見地からの助言が必要であり、地域の状況や習慣を熟知し情報の収集分析能力を兼ね備えた事業者と契約するためには、価格のみの競争では最適な相手方を選定できないため、公募型プロポーザル方式により価格を含め審査した結果適正な相手方と契約する。				